

飛騨市 移住促進補助金

あなたの移住をサポートします！

対象条件

1. 飛騨市内に2親等以内の親族がいないこと
2. 引き続き5年以上飛騨市に定住する意思を持つ方
3. 飛騨市外から転入し、転勤、医療施設または福祉施設への入所等による一時的な移住ではないこと

移住に関するご相談は
「飛騨市移住支援センター」を
ご利用ください！

飛騨市移住支援サイト
「飛騨に暮らす」



移住検討交通費補助金

飛騨市への移住を検討するために移住前に飛騨市を来訪し、下記のいずれかの条件を満たした方

- ・移住コンシェルジュの案内を受けた方
- ・飛騨市空き家バンク「住むとこネット」登録事業者による空き家の内見

1世帯あたり2回まで

住所地より定額（最大1万円）



移住検討宿泊費補助金

対象宿泊施設で1泊以上宿泊した宿泊費用

1回あたり宿泊費総額の1/2以内

1世帯あたり2回まで

上限3万円/回

※対象宿泊施設は、市HPに掲載しております。
詳細等については、ふるさと応援課までお問合せください。

引越し費用補助金

移住者のうち飛騨市に引越した日から1カ月以内に転入の届出をし、
引越しをする際に運送業者（国交省より許可を得ている業者）を利用した方

総額の1/2以内

1世帯あたり1回限り

上限5万円



雪国デビューパック補助金（除雪用具）

移住者本人が使用するために購入した除雪用具費用
豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定による指定地域以外から
飛騨市に転入した方

総額1/2以内

1世帯につき1回限り

上限1万円

雪国デビューパック補助金

（スタッドレスタイヤ）

移住者本人が使用する車両用に初めて購入するスタッドレスタイヤ
及びホイールの費用
豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定による指定地域以外から
飛騨市に転入した方

1台につき総額1/2以内

1世帯につき1回限り

上限3万円

ペーパードライバー講習費用補助金

移住者のうち自動車学校でペーパードライバー講習を受講した方



1人2回まで **受講費用全額**

転入準備品支援事業補助金

移住者のうち飛騨市に住所を有する保育園や小中学校へ在籍する児童の保護者へ通常必要となる物品の購入費用を支給

※飛騨市内での取扱いが無い物品を除き原則飛騨市内事業者からの購入品に限る。

※対象となる購入品については、ふるさと応援課までお問合せください。

保育園等 **1万円** 小学校 **2万円** 中学校 **6万円**

補助金ごとに申請期限や条件、必要書類等がありますので、申請前に担当課へお問い合わせください。

飛騨市移住者優遇補助一覧

移住奨励品

飛騨市へ移住後1年経過された方に
さるぼぼコイン（電子地域通貨）または古川町商品券
もしくは神岡商店街連合会商品券を支給します

担当課：ふるさと応援課
☎0577-62-8904

単身：**10万円** 2名以上の世帯：**15万円**

※申請期間は飛騨市に転入して1年経過した日から1年以内です。
※受取から5年以内に転出で、返還対象となる可能性があります。



米10俵プロジェクト

担当課：ふるさと応援課
☎0577-62-8904

市外からの転入と定着の促進を図るため、
移住し住宅を取得された方へ米10俵を贈呈します。

次のいずれにも該当する方

- ① 転入してから3年以内に、住宅を取得した方
- ② 「①」に該当になった日から1年を経過していない方
- ③ 市内に2親等以内の親族がいない方 他

1世帯1年度あたり

1俵 (60kg) の米を10年間贈呈

就職奨励金

担当課：商工課 ☎0577-62-8901

市内企業における雇用の確保を図る目的で市内の事業所に就職
（学卒・Uターン就職）された方に対し、奨励金を支給します。

次のいずれかを満たし、市内事業所に3年以上常用労働者として勤務し、引き続き本市民である意思を持つ方（対象外の業種あり）

- ① 学卒者等就職者
中学校、高等学校、大学、各種学校及び職業訓練所を卒業
又は中退後、3年以内に飛騨市民として就職した方

- ② Uターン就職者
飛騨市に転入と就職を3年以内に行い、
就職時の年齢が45歳以下の方

①と②共に **7万円**

住宅新築・購入支援助成金

担当課：建築住宅課 ☎0577-73-0153

市内での定住を促し、人口減少の緩和を図るために、市内に住宅を新築又は購入される方に助成金を交付します。
飛騨市内に定住する目的で省エネ住宅を取得又は中古住宅を購入する方（契約を締結し取得の手続きを終えた住宅が対象）
次に示す基本額・加算額のうち、対象者が該当する金額を合計した額（最大230万円 ※新築又は購入価格が上限）

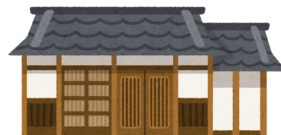
■基本額

- ① 住宅取得額1千万円未満 10万円
- ② 住宅取得額1千万円～2千万円未満 20万円
- ③ 住宅取得額2千万円以上 30万円

■加算額

- ① 転入世帯 50万円（単身赴任で転出している場合を除く）
- ② 市内業者の新築施工 30万円（建売住宅購入を含む）
- ③ 民間分譲宅地購入（上限額50万円）
- ④ ZEH水準住宅を新築 20万円
- ⑤ 市内事業者がZEH水準住宅を設計 20万円
- ⑥ 移住世帯の住宅改修工事費の1/3（上限額150万円）
- ⑦ 「⑥」に該当しない住宅改修工事費の1/3（上限額60万円）

最大230万円



住宅取得等利子補給金

担当課：ふるさと応援課 ☎0577-62-8904

住宅取得やリフォームの際に借り入れた住宅ローン（リフォームローン含む）に対する利子補給。

次のいずれにも該当する方

- ① 転入してから3年以内に住宅を取得又はリフォームした方
 - ② 市内に事業所を有する金融機関から借り入れた方 他
- ※ローン借り入れ後速やかに認定申請を行う必要があります。
詳しくは担当課へお問い合わせください。

ローン支払い開始から36月分
年利1%相当額の利子を補給

